

導入した「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の多言語化」の概要票

I 導入した「雇用労務責任者の選任」

① 雇用労務責任者が就労環境整備計画期間中において、外国人労働者と 1 回以上の面談を行い、その結果を書面により作成した。	☐ はい / ☐ いいえ
② 外国人労働者が労働基準法その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法等）違反を受けた場合に相談できる関係行政機関（労働基準監督署等）の案内を周知した。	☐ はい / ☐ いいえ
③ 雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知日	年 月 日
④ 外国人労働者に対する雇用労務責任者の周知方法	
☐ 社内掲示板 ☐ メール等の電磁的方法 ☐ 回覧 ☐ 会議の開催 ☐ その他（ ）	

II 導入した「就業規則等の多言語化」

① 多言語化した就業規則等の種類	計画期間中	計画期間前
就業規則（労働基準法第 89 条）	☐	☐
労働協約（労働組合法第 14 条）	☐	☐
労働条件通知書（労働基準法第 15 条）	☐	☐
雇用契約書（労働契約法第 4 条）	☐	☐
② 多言語化した就業規則等が完成した日（納品日）	年 月 日	
③ 就業規則等の施行日等		
就業規則の労働基準監督書等への届出日又は労働協約の締結日	年 月 日	
就業規則等の労働者への周知日	年 月 日	
就業規則等の施行日	年 月 日	
④ 外国人労働者に対する多言語化した就業規則等の周知方法		
☐ 社内掲示板 ☐ メール等の電磁的方法 ☐ 回覧 ☐ 会議の開催 ☐ その他（ ）		
⑤ 多言語化した就業規則等の周知日	年 月 日	

【記入上の注意】

< I 導入した「雇用労務責任者の選任」 >

- 1 ①欄は、「☐ はい / ☐ いいえ」のいずれかに「☒」してください。「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 2 ②欄は、「☐ はい / ☐ いいえ」のいずれかに「☒」してください。「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 3 ③欄は、選任した雇用労務責任者について外国人労働者へ周知した日を記入してください。
なお、雇用労務責任者を複数選任した場合は、最も遅い者に係る周知日を記入してください。
- 4 ④欄は、雇用労務責任者を外国人労働者に対して周知した方法に「☒」してください。「☐ その他（ ）」に「☒」する場合は、「（ ）」に周知した方法を具体的に記入してください。

< II 導入した「就業規則等の多言語化」 >

- 1 ①欄は、多言語化した就業規則等について、就労環境整備計画期間中に多言語化したものについては「計画期間中」欄に、就労環境整備計画書提出前に多言語化していたものについては「計画期間前」欄に「☒」してください。なお、就労環境整備計画書において多言語化するとした就業規則等を多言語化していない場合、本助成金は支給されません。
- 2 ②欄は、多言語化した就業規則等が完成した日を記入してください。なお、多言語化した言語の種類が複数にわたる場合等は、最も遅い完成日（納品日）を記入してください。②「計画期間中」欄に「☒」がある場合は、③欄は⑤欄と同様に記載してください。

- 3 ③欄は、就業規則等の施行日等を記入してください。
- 4 ④欄は、多言語化した就業規則等を外国人労働者に対して周知した方法に「☒」してください。「☐ その他()」に「☒」する場合は、「()」に周知した方法を具体的に記入してください。周知を実施しない場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 5 ⑤欄は、多言語化した就業規則等の周知が完了した日を記入してください。周知を実施しない場合、本助成金の支給を受けることができません。